

シシンヨー法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

シシンヨー法人キャッシュカード(以下「カード」という。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当該組合の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当組合の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当組合の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当組合の所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動預金支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものと同通帳を発行いたしますので「カードご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4 (振込機での預金口座からの振替えによる振込の依頼)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れ、払戻しまたは振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする場合には、当組合所定の預金機、支払機、および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し、または振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に

引落します。

- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの振替えによる払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に署名し、金額および口座番号を記入するとともに、当組合所定の方法により暗証をお申出のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条第2項に加え振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機、支払機もしくは当組合の通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額は別行で通帳に記入します。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは法人名、代表者、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに、書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 法人名または代表者を変更する場合は、当組合所定の手続によりカードを再発行いたします。
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

9. (暗証照合等)

- (1) 当組合の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いしましたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 当組合の窓口においてカードを確認し、当組合の所定の方法により、お申出の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

10. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。

この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 11 条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)